

ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又

ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文

官ニ關スル件中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ

ム

報告員(堀江) 謹デ此ノ二件ヲ審査シタルニ其

ノ要旨左ノ如シ

第一 陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

大東亞戰爭ニ際シ作戰直後ノ占領地ノ軍
政施行ニ遺憾ナキヲ期スル爲曩ニ特設海
軍部隊臨時職員設置制制定セラレ特設ノ
海軍部隊ニハ必要ニ應ジ勅任ノ海軍司政
長官(專任)奏任ノ海軍司政官(專任)海軍技師
等ノ職員ヲ置クコトヲ得ルモノトシ又今
回更ニ別案ノ勅令ヲ以テ陸軍特設部隊等
ニモ勅任ノ陸軍司政長官(專任)奏任ノ陸
軍司政官(專任)陸軍技師等ノ職員ヲ置
クコトヲ得ルモノト爲サントスルニ付右

ノ陸軍司政官及海軍司政官ハ其ノ職務ノ
性質上其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者
ノミニニ限定セズ廣ク適材ヲ求メ軍政地域
ニ關シ諸種ノ學識經驗アル者等ヨリモ之
ヲ任用スルノ要アルガ故ニ茲ニ本件ヲ以
テ新ニ其ノ特別任用ノ規程ヲ設ケ陸軍司
政官及海軍司政官ハ正規ノ資格ナキモ各
其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者
ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ
之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サント

スルナリ

第二 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ニ於テハ特別任用規程ノ適

用ヲ受クル若干ノ高等文官ヲ掲ゲ其ノ諸

官ニ付テハ實際上其ノ任用ニ支障ナカラ

シムル爲高等官官等俸給令第四條所定ノ

初叙官等ヲ六等以下ト爲ス制限ヲ受ケシ

メザル旨ヲ定メタリ然ルニ前述ノ陸軍司

政官及海軍司政官ニ付テモ亦同一ノ事由

アルニ因リ本件ヲ以テ本勅令第二條列記

ノ諸官中ニ右ノ二官ヲ追加シ此等ノ諸官

モ亦高等官官等俸給令第四條所定ノ初叙

官等ニ關スル制限ヲ受ケザルモノト爲サ

ントス

按ズルニ本案ノ二件ハ今次戦争ニ際シ特設

ノ陸海軍部隊等ニ屬シ特殊ノ行政事務ヲ處

理セシムル爲ニ設置スル官ノ任用及官等ニ

關シ特則ヲ設ケントスルモノニシテ執レモ

已ムヲ得ザルモノト認ムルニ由リ此ノ儘之
ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省

略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ商工
省工務官ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ
件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又
ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文
官ニ關スル件中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ
ム

報告員(堀江) 謹テ此ノ二件ヲ審査シタルニ其

ノ要旨左ノ如シ

第一 昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ

商工省工務官ノ特別任用ニ關スル件

中改正ノ件

我國現時ノ戰時經濟ノ運営上樞要ナル物
資動員計畫及生産力擴充計畫ノ圓滑適正
ナル遂行ヲ圖ランガ爲政府ニ於テハ曩ニ
商工省ニ工務官ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケ生
産擴充上重要ナル工場ニ於ケル生産其ノ

他經營ニ關スル斡旋指導及監督ニ關スル

事務ヲ掌ルモノト爲シタルガ今回更ニ重

要鑛山ニ付テモ之ト同種ノ職員ヲ置キ以

テ國家生産力ノ全面的活用ニ資セシムル

ノ要アルヲ認メ別案ノ商工部内臨時職員

等設置制中改正勅令ニ依リ鑛山監督局ニ

新ニ奏任ノ鑛山官(專任)ヲ置キ上官ノ命ヲ

承ケ生産擴充上重要ナル鑛山ニ於ケル生

産勞務其ノ他經營ニ關スル斡旋指導及監

督ニ關スル事務ヲ掌ラシムルモノト爲サ

ントス然ルニ該官ハ其ノ職務ノ性質右ノ
商工省工務官ト同様ニシテ其ノ任用ヲ普
通任用ノ資格アル者ノミニ限定セズ廣ク
適材ヲ求ムルノ必要アルガ故ニ本件ヲ以
テ昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ商
工省工務官ノ特別任用ニ關スル件ニ改正
ヲ加ヘ同令ニ右ノ鑛山監督局鑛山官ヲ追
加シ該官ハ正規ノ資格ナキモ其ノ職務ニ
必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用ス

ルコトヲ得ルモノト爲サントスルナリ

第二 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

前述鑛山監督局鑛山官ニ付特別任用ノ途

ヲ拓クニ伴ヒ實際上其ノ任用ニ支障ナカ

ラシムルヲ要スルニ由リ曩ニ商工省工務

官ニ付標記勅令ノ改正ニ依リ初級官等ノ

制限ヲ受ケシメザルコトト爲シタル例ニ

倣ヒ茲ニ本件ヲ以テ本勅令第二條列記ノ

諸官中ニ右ノ鑛山監督局鑛山官ヲ追加シ
該官モ亦高等官官等俸給令第四條所定ノ
初叙官等ニ關スル制限ヲ受ケザルモノト
爲サントス

按ズルニ本案ノ二件ハ商工部内ニ於テ特殊
ノ事務ヲ處理セシムル爲ニ設置スル官ノ任
用及官等ニ關シ特例ヲ設ケントスルモノニ
シテ孰レモ已ムヲ得ザルモノト認ムルニ由
リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

二十三番 (清永)

本案ニ異議ナキモ此ノ際陸軍

大臣ニ御尋ネ致シタシ新聞紙上傳アル所ニ
依レバ既ニ我が軍ハシンガポール其ノ他ニ
於テ多數ノ俘虜ヲ得タルモノノ如シ此等ハ
今後如何ニ取扱ハントスル方針ナルカ差支
ナキ限り御説明アリタシ

五番 (東條)

俘虜ノ總數ハ未ダ判然タラザルモ

香港ニ於テ約八千、シンガポールニ於テ約九
萬之ニ目下作戦中ノ蘭印ニ於ケル分ヲ加フ
レバ其ノ數相當多數ヲ算スベク此等ハ善通

寺上海及香港ノ俘虜收容所ニ收容シ陸軍大臣ノ監督下ニ置クモノナルガ只シニガポルニ於ケル分ハ目下ノ處直接軍ノ管理下ニ在リ逐次陸軍大臣ノ監督下ニ移サントス而シテ此等ノ俘虜ハ成ルベク之ヲ生産的ニ活用スベク目下銳意之ヲ種別シ各自ノ特性ヲ調査中ナリ普通寺ニ於ケル俘虜ハ既ニ之ヲ土地ノ開拓ニ用ヒツツアリ

議長(原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時三十分閉會)

議長 原 嘉道

書記官長 堀江 季雄

勅令第

號

陸軍司政官及海軍司政官特別任
用令

陸軍司政官及海軍司政官ハ各其ノ職務
ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨ
リ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ
任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通
改正ス

第二條中「神祇院」副總裁、教務局長及調
査官」ノ下ニ「陸軍司政官、海軍司政官」ヲ加
フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

昭和十六年勅令第四百十八號中左ノ通
改正ス

商工省工務官ハ「商工省工務官及鑛山
監督局鑛山官」各ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス